

「困ったなあ」「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

姉に遺産相続を させたくないのですが…

Q

相続のご相談です。
半年前に父が亡くなり、相続人は母（70歳）と私（40歳）、姉（45歳）の3人です。
遺産は、今母が住んでいる家と土地（5000万円相当）だけです。父は高給取りだったので、貯金も多額にあったはずですが、実際にはほとんど残っていません。

というのは、姉が息子をどうしても私大医学部にやりたいと、寄付金や学費やその他、計7000万円もの大金を姉夫婦に貸してしまったからなのです。うち2000万円は父死亡後、母の一存で貸し出されたものです。父は母に家計を任せきって

いて、母は父の口座から自分の口座に金を適宜移し替え、好きなようにしていました。
母は姉に老後の面倒を見てもらうつもりだったし、孫を医者にしたい気持ちもあって、私の子供らには何もしてくれないのに、姉らにはとても尽くしていました。姉の夫が失業した5年前、一家は実家に移り、その際家賃月5万円を払うと言っていたのに、ただの一度も支払わなかったようです。両親の面倒も

見ず、先日母が倒れた時には同じ家において放ったらかしでした。
私は、姉一家には家からすぐに出て行ってもらい、貸したお金もきれいに返してもらいたいです。姉たちはもらったと言っているようですが、借入書がある貸付もあります。
また、いずれ母が亡くなった時には姉には一切相続をさせたくないのですが、そのために今、何かできることはありますか？もちろん母の面倒は私が見ます。

法的には難しいですが、現実的な解決方法として 遺産分割調停を起こしてみても

A

お話によると、お姉様はぜひん親不孝な方のようにですね。
単純に計算して、遺産は本来1億2000万円分あるのですが、法定相続分で割るとお母様が6000万円、姉妹は各3000万円です。つまりお姉様はすでに明らかにもらいすぎなので、遺産の取り分はなく、土地建物はお母様とご相談者2人で分ければよいこととなります。

ただそれ以上に、お姉様への7000万円は贈与ではなく貸与だから、取り戻したいのですよね。結論から言うと、それは非常に難しいのです。

多額すぎて実際に払えないだろうということもありますが、法的にも難しいのです。まず、お父様死亡後の2000万円については、本来相続人全員のものを勝手にお母様が処分したのですから、取り戻すとすると、横領（不法行為）をしたお母様を相手にすることになります。

それ以前の5000万円については理論的には貸金返還請求訴訟を起こせますが、家族間の



貸し借りですから、裁判所が贈与ではなく貸与だったと認定してくれるかどうか。実際お母様にしても必ず返してもらおうとの意図はなかったのではないのでしょうか。

現実的な一番の解決法は、2人を相手に遺産分割調停を起こし、お姉様は生前贈与分がすでに相続分を超えているので取り分ゼロとし、残った遺産である土地建物はお母様と話し合っご相談者の単独所有とすること

だと思えます。そのほうがあとのお母様死亡時の相続を考えると安全です。

お姉様に対して、その相続を予め放棄させることはできませんが、遺留分の放棄ならできるので、その旨の審判の申立てをするよう調停の際に要望してください。遺留分の放棄が有効となるのは遺言があつてこそなので、お母様にはご相談者にすべて相続させる旨の遺言書を書いてもらいましょう。